

## 第 8 9 8 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 9 年 9 月 5 日（火）午後 2 時

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長，伊藤委員，佐竹委員，奈須野委員，齋藤委員，千木良委員

### 4 説明のため出席した者

西村理事兼教育次長，清元教育次長，布田総務課長，佐々木教育企画室長，  
佐藤福利課長，山本教職員課長，奥山義務教育課長，目黒特別支援教育室長，  
岡参事兼高校教育課長，横山参事兼施設整備課長，松本参事兼スポーツ健康課長，  
鎌田参事兼全国高校総体推進室長，新妻生涯学習課長，田村全国高校総合文化祭推進室長，  
佐藤文化財保護課副参事兼課長補佐 外

5 開 会 午後 2 時

### 6 第 8 9 7 回教育委員会会議録の承認について

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第 8 9 8 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

高 橋 教 育 長 奈須野委員及び千木良委員を指名する。  
本日の議事日程は，配付資料のとおり。

### 8 秘密会の決定

#### 5 専決処分報告

(2) 教育功績者表彰について

#### 6 議事

第 1 号議案 教育功績者表彰について

第 3 号議案 職員の人事について

高 橋 教 育 長 5 専決処分報告の(2)，6 議事の第 1 号議案及び第 3 号議案については，非開  
示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については，秘密会とする。

秘密会とする第 3 号議案の一部については，本日速やかに処理する必要があるので，  
先に第 3 号議案の一部を審議することとし，残る案件は，9 の次回教育委員会開催日程  
の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

### 9 専決処分報告

#### (1) 第 3 6 1 回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：西村理事兼教育次長)

「第 3 6 1 回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は，1 ページから 4 ページである。

はじめに，資料 2 ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により，8 月 2 2 日付けで知事から意見を求められたので，まずはその内容について御説明申し上げます。「予算議案」であるが，資料 3 ページの「第 3 6 1

回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、2億1,090万6千円を増額計上しようとするものである。

「2 事業の概要」であるが、区分として東日本大震災復旧関連のうち、震災により被害を受けた松島自然の家の移転再建に向けた本館用地の取得等に要する経費として、1億8,829万7千円を計上したほか、震災関連資料をデジタル化し、インターネット上で公開するシステム「東日本大震災アーカイブ宮城」の改修に要する経費として、1,250万円を計上している。そのほか文部科学省からの委託事業として、教職員の多忙化解消のため学校現場の業務改善を推進する事業に要する経費として、760万9千円を、同じく、文部科学省からの委託事業として、中学校夜間学級の設置促進に関し仙台市教育委員会と共同で研究を行う事業に要する経費として250万円を計上している。

次に、資料4ページの「第361回宮城県議会提出予算外議案の概要」を御覧願いたい。

条例議案であるが、議第184号議案「県立学校条例の一部を改正する条例」は、宮城県気仙沼高等学校と宮城県気仙沼西高等学校の統合に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

以上 知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会については、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月24日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

### (3) 平成30年度使用県立中学校教科用図書の採択について

(説明者：清元教育次長)

「平成30年度使用県立中学校教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

資料は、6ページから8ページである。

資料6ページを御覧願いたい。

県立中学校において使用する教科用図書については、原則として4年間同一の教科用図書を採択することが求められており、3年目にあたる平成30年度は、平成28年度に採択したものを引き続き採択することとなる。県教育委員会では、庁内に設置した各教科の担当指導主事及び有識者からなる「宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会」での審査結果を踏まえ、各中学校の実情等を考慮し、資料7ページ及び8ページのとおり教科書を採択することとした。このことについて、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により8月28日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

なお、各校の希望や審査委員会における審査について、高校教育課長から説明する。

(説明者：高校教育課長)

各中学校の希望及び平成30年度使用の宮城県立中学校の教科書採択に係る審査委員会について御説明申し上げます。

資料6ページを御覧願いたい。

県立中学校の教科書採択については、「教科用図書の採択に関する基本方針」に従って進めてきた。各県立中学校では、校内に「教科用図書選定調査委員会」を設置し継続を前提として現在採択している教科書について、昨年度から実際に授業で使用した上での評価を含めあらためて調査研究を行い、希望する教科書を選定している。

各中学校からの報告を受け「宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会」において、各教科担当指導主事が行った教科書の調査研究及び各中学校報告の事前審査の結果を基に、継続使用についての審査を行ったところ、各中学校とも学校教育目標や教科書採択基準に照らし適切な調査研究を行っていること、生徒の実態を踏まえた適切な判断がなされていることなどから、継続使用は妥当であると判断された。

審査結果については、資料7ページ及び8ページのとおりである。

今後も教科書採択が、採択権者としての責任のもとに公正かつ適正に実施されるよう努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

#### (4) 平成30年度使用県立高等学校等教科用図書採択について

(説明者：清元教育次長)

平成30年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について、御説明申し上げます。

資料は、9ページと別冊資料3冊である。

県教育委員会では、教科書の採択に係る「基本方針」、「採択基準」等について決定後、「宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会」の審査結果を踏まえ、各学校の実情等を考慮し別冊資料1の「平成30年度使用県立学校学校別教科書一覧」のとおり教科書を採択することとした。

このことについて、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、8月28日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により御報告するものである。

なお、各校の採択希望や県の「審査委員会」における審査については、高校教育課長から説明する。

(説明者：高校教育課長)

各県立高等学校と特別支援学校高等部の採択希望及び「平成30年度使用の宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会」の審査結果について御説明申し上げます。

教科書採択は綿密な教科書の調査・研究を踏まえた上で、公正かつ適正に行わなければならないことであり、各学校には生徒の学習活動において使用する教科書として、最も適切なものを慎重かつ厳正に選定するよう指示した。

これに対して各学校では、校内における教科書の調査・研究の結果に基づいて選定した教科書をまとめ、これを県に申請している。

各学校から申請された採択希望について、有識者を入れた審査委員会で審査した結果、各学校における採択希望の理由として「言語活動を重視し、思考力・判断力・表現力等を育成する学習活動が展開しやすい」、「資料が充実しており、基礎基本から発展的な学習までバランス良く取り組める」等、適切な評価がなされており、いずれの希望も学校の教育目標や生徒の実情に応じて、生徒の資質や能力を伸ばすものとして妥当であると判断されたところである。

審査結果については以上のとおりである。

なお、別冊資料1は、採択した教科書を学校別に整理した一覧であり、1ページから39ページが高等学校分、40ページから43ページが特別支援学校高等部のうち、高等学校に準ずる教育を行っている学校分である。別冊資料2は、別冊資料1を発行者別に整理した一覧である。併せて御覧願いたい。

今後も採択権者として、教育委員会がその責任において公正かつ適正な教科用図書の採択に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員

「平成30年度使用県立中学校教科用図書の採択について」に関する質問であるが、道徳の教科書は別に採択しているため、資料7ページ及び8ページの一覧には掲載されないのか。

高校教育課長

道徳の教科書については来年度に採択するため、この一覧には掲載されないものである。

## 10 議事

### 第2号議案 学校教職員人事異動方針の改正について

(説明者：清元教育次長)

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、3ページから5ページである。

資料3ページを御覧願いたい。

学校教職員の人事異動について、その基本的な方針を定めたものであり、現在の方針は平成25年度の人事異動から適用してきたが、この度、教職員の「仙台市への給与負担等の移譲」、「再任用制度の運用」を踏まえ改正することとした。

見直した部分は、資料5ページの(Ⅱ-2)を御覧願いたい。

今後も広域にわたる地域間異動や市町村立学校と県立学校等との人事異動を行い、教員として多様な経験をさせることによって、その資質向上が図られるものとしている。また、宮城県と仙台市間においては、今後も、人事交流を3年間の期限で積極的に行っていくこととしている。

次に、(Ⅱ-6)を御覧願いたい

前回の改正では、「東日本大震災からの速やかな復興に向け……」と新たに明記し、教職員体制の充実強化に努めてきた。今後も、これまでの基本方針を引き継ぎ、復興の歩みをさらに着実に推し進めることとしている。

最後に、(Ⅳ)を御覧願いたい。

これまで、「再任用制度」の運用についての項目がなかったので、新たに明記した。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑)

伊 藤 委 員   これまで仙台市との人事交流は行われてきたが、制度が変わったことにより、これまでどおりの人事交流が少なくなると思うが、今後、仙台市教育委員会との話し合いの上で決めていくことになるのか伺いたい。

教 職 員 課 長   仙台市教育委員会との間において、概ねの方向性について事務方同士では話がまとまりつつある。具体的には、今回の採用試験から採用時点で宮城県と仙台市に分かれているので、採用に際してはそれぞれの任命権者としての考え方や採用方針で採用することになる。こうした関係上、例えば学校のマネジメントに責任を持つ校長については、それぞれの人事において任命することを考えている。ただし、例えば若手の教員については、他の教育の状況を経験することによって、様々な児童の状況や指導力の向上に資する面があると思うことから、この点については積極的に考慮していきたいと考えている。期限を付けずに交流し続けることになると、どちらで採用したのか分からなくなるので、交流する場合は一つの区切りとして原則3年で戻って頂き、交流での経験を宮城県の教育に生かして頂く、逆に仙台市においても宮城県での経験を生かして頂くことを考えている。

高 橋 教 育 長   (委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

## 1 1  課長等報告

### (1) 平成30年度宮城県公立学校教員採用候補者第1次選考の結果について

(説明者：教職員課長)

「平成30年度宮城県公立学校教員採用候補者第1次選考の結果について」御説明申し上げます。

資料1ページを御覧願いたい。

今年度、宮城県単独で実施した採用選考の第1次選考の合格発表を8月21日に行った。全受験者2,447名のうち985名を合格とし、倍率は2.5倍になっている。特に小学校においては受験者の61%を1次合格者とし、多くの人材の中から人物を重視した採用選考につながるよう考えている。

続いて、8月23日に確認された採点作業における入力ミスについて御報告する。

受験生の自己採点との点数の相違による問合せについて採点結果を確認したところ、中学校理科で3点分・中学校国語及び高等学校国語で10点分の正答の入力ミスを確認した。結果、再採点とともに再選考を行い、中学校理科で2名、中学校国語で7名、高等学校国語で10名の計19名の合格者数の変更を行った。今回行ったマークシート方式については様々なメリットを有していることから、来年度以降も継続していきたいと考えている。

今後は、同様のミスが再発しないよう作業工程の再確認を徹底するとともに、特に今回の入力ミスについ

ては担当者間で二重のチェックを行う中で発生したものであったことから、これまでの作業に加え担当者以外のチェック体制も確立し、間違いのない作業を行うよう取り組んでいきたいと考えている。

なお、今月11日（月）から16日（土）の日程で第2次選考を行い、来月27日（金）の午前10時に最終合格者の発表を行うこととしている。

本件については、以上である。

（ 質 疑 ）

千木良委員 採点作業における入力ミスについて、新聞での報道では「慣れない作業によるもの」と記載があった。ミスは最初から想定し、ミスがあった場合の対策を講じた上で試験を行っているのか伺いたい。

教職員課長 今回のミスについては、採点の基となるマスターに正答を入力する際のミスである。こうした所に入力ミスが生じることを具体的に想定した対応策は用意していなかった。しかしながら、ミスが発覚して受験生に迷惑や不利益があってはならないので、大至急確認作業を進めて、当日中に全ての教科等で同じミスがなかったか、その上で再選考を行った上で合格になった方については、その日のうちに直接電話で合格になる旨の説明を行ったところである。

千木良委員 採用選考の作業は大変であると思う。ミスはない方がよいが、ミスがあった際の対応が早いということが一番大事だと思う。

## （2）南部地区職業教育拠点校教育基本構想について

（説明者：教育企画室長）

「南部地区職業教育拠点校教育基本構想について」御説明申し上げます。

資料は、2ページから5ページである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。

今年度4月から、南部地区の大河原町に所在する柴田農林高等学校及び大河原商業高等学校の再編統合に関する基本構想を作成するため、各学科代表の学校委員の先生方をはじめ、教育庁の関係者で構成する「南部地区統合校教育基本構想検討会議」を設置し、検討を進めてきた。検討会議では、昨年度開かれた「大河原地域における高校のあり方検討会議」での議論を踏まえ、新設校が、入学する生徒をはじめ、保護者・地域の期待に応えられるものになるよう、基本理念や設置学科、施設に関する議論を行ってきた。

概要にあるとおり、新設校は1学年6学級で240名の定員、農業科2学級、商業科3学級、企画デザイン科1学級で、柴田農林高校の敷地内に平成35年4月開校予定としている。平成35年度には1年生のみで開校し、柴田農林高校と大河原商業高校は、3年生が卒業する平成36年度末に閉校となる。

次に、新設校の基本理念については、「地域ブランドの確立」に取り組み、地域振興へ貢献することや、それぞれの学科の特色をいかし、6次産業化を軸とした学科間連携による先進的な産業教育を展開すること、産業・社会の変化を取り入れたグローバルな教育活動を展開し、生徒一人ひとりの進路希望を実現することなど、記載のとおり5点にまとめている。

次に、育成する生徒の力については、将来のスペシャリストとして必要な思考力・判断力・表現力をもち、それらの能力を生涯にわたって発揮できる力や、郷土を誇りに思い、地域貢献を通して自己実現を達成する力など5点にまとめている。

次に、資料3ページを御覧願いたい。設置学科についてである。農業科については生産加工類型、環境創造類型の2類型とし、野菜、果樹、動物、森林、草花、造園に関する分野などを学習内容としている。商業科については流通ビジネス類型、情報ビジネス類型、会計ビジネス類型の3類型とし、マーケティングに関する分野、ビジネス経済分野、ビジネス情報分野、会計分野などを学習内容としている。企画デザイン科については、大学科を商業とし、宣伝広告等印刷物に関するグラフィック及びWebデザイン、商品企画開発や商品化に向けた企画デザインなど、付加価値の高い商品・作品づくりなどを学習内容としている。また、教科横断的かつ専門性の高い学校設定科目を設置するなど、公立では県内初のデザイン系の学科として、学習内容に独自性を持たせている。

次に、教育課程の基本方針については、資料2ページの基本理念を実現するため、大学、地域などと密に連携した「課題研究」を軸とした教育課程を編成し、自ら課題を設定し、解決する力を育成する、あるいは「主体的・協働的な学び」、「ICTの活用」などにより、生徒の主体性や協働性を育成できる学びを実践する等としている。

次に、資料4ページを御覧願いたい。学科連携についてであるが、農業科、商業科、企画デザイン科の3学科が連携し合うことで「6次産業化」の一体的・循環的な学びの構築が可能になると考えている。また、地元はもとより多様な主体と積極的に連携を図っていくことを想定している。

次に、資料5ページを御覧願いたい。開校に向けたスケジュールについて、御説明申し上げる。今後は、いずれも仮称であるが、平成30年度には「南部地区職業教育拠点校準備委員会」、平成33年度には「開設準備委員会」を設置し、学校運営や教育内容に関する検討を進めていきたいと考えている。また、開校前から地域との連携活動などについての検討を進めるため、「地域パートナーシップ会議」の設置も考えている。

最後に施設整備計画についてであるが、新校舎及び農業実習棟の設計を平成30年度から始め、平成32年度から建設工事に着手し、平成35年4月の開校に合わせて供用開始できるよう準備を進めていく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊藤委員 資料2ページに記載されている「基本理念」について、大変素晴らしいものが出来たと思った。この基本理念を実現させていくことが大事であり、専門性を持った教員や地域との連携、また資料4ページに記載されている「連携機関」をうまく活用して成果を出して頂きたい。

教育企画室長 この御意見を踏まえて、平成30年度以降に設置する各種準備委員会においてしっかりと議論していきたい。

齋藤委員 グローカルという言葉は以前からあったのか。

教育企画室長 グローバルとローカルを合わせ持つという思いを込めた造語である。昨年度の議論の過程からこの言葉は使っている。

齋藤委員 「グローバルな教育活動」と言われた時にイメージをしづらかった。グローバルに対してローカルは逆の視点なので、どうなのかと思った。造語を使う際は意味が分かるよう説明を付けるなど配慮が必要だと思う。

高橋教育長 今後、色々な資料において広報を進めるに当たっては、今の意見を踏まえて必要な説明を付けるようお願いする。

佐竹委員 資料3ページの設置学科の企画デザイン科のかっこに「大学科：商業」と記載されているが、大学科とはどういう意味か伺いたい。

教育企画室長 ここで使っている大学科とは、大きく見たときにどの学科に分類するかという趣旨で使っており、専門教育を主とする学科の基となる種類のことである。このことから商業系に属するという意味合いで使っている。

佐竹委員 大学科とは名取高専のようなところが入るのかと思ったので、一般の方でも理解しやすいような表現に配慮すべきだと思う。

教育企画室長 高等学校の設置基準に基づく教科の種類であり、今後の広報の場面においては説明に意を尽くしていきたい。

高橋教育長 今後は分かりやすい工夫をお願いする。

千木良委員 南部地区の職業教育拠点ということであるが、南部地区とはどの市町村を想定しているのか伺いたい。

教育企画室長 大河原広域圏であり、白石市などの2市7町である。

千木良委員 これから高校を受験する中学生を患者として現場で見ている者として、高校の情報は非常に重要である。素晴らしい基本理念に沿って子供達が教育されていくのか、自分としても興味があり強く期待するところである。この中でも、特に地域ブランドの確立の取り組みについて、南部地区の大河原町はどちらかと言うと若い世代が多く、商業施設

も揃っているという特徴がある所である。そこに学校がまた設置されるということは、学校がない地域にとっては大変であり、それぞれの市町村には今までの歴史的なものや考え方等があるので、その辺は言いがたいところでもある。大河原町は大河原商業高校があるので、商業を学ぶのであれば大河原であるというのが昔からの倣いであったと思う。それに対して白石高校や白石女子校は、卒業後の進学を見据えた場合の選択肢だったと思う。進学をするしないはその子供の特性や家庭の事情など理由は色々あると思う。そうした学校があるということは地域の構成を含めて責任が出てくる場所だと思うので、是非、この基本理念を実現してほしいと思う。以前に柴田農林高校において、地域でシクラメンの花等を販売する活動を行っていたと思うが、現在は行っているのか。

教育企画室長  
千木良委員

現在も行っている。

こうした活動について、事前に情報等があれば活用や依頼したいと思っていることが沢山あると思う。実習においてはどうしても大きな所としか結び付かないので、学校の生徒から花を購入したり、実習で綺麗に植えた花を例えば医院の前に飾ったり、剪定を手伝ってほしい等、一般には情報が来ないので協力したくても出来ない部分もあると思う。こうした所の連携や活用について、南部地区の特色を生かすのであれば、将来卒業してからの連携もあるので、一報を頂きたい。高齢社会の白石市としては商業だけでなく介護の人材がほしいという意見も出ている。また看護や商業系の人材だけでなく、介護の人材を養成する学校の開設について公的な所から話が出ていないのかといったことを聞いたこともあるので、この点についてこの場で要望させて頂く。

高橋教育長

千木良委員から地域の声を聞きながら学校運営をするよう要望があった。資料の中にも地域パートナーシップ会議を設置して地域の連携の在り方について検討を進めることが記載されているので、そうしたところでも様々な意見を受けながら学校作りを進めてほしいと思う。白石・大河原以外にも学校があり、そうした所が地域とどういった役割を果たしていくかの見直しも更に進めなければならないと思う。今、頂戴した意見を踏まえながら、南部地区の拠点校と合わせて南部地区全体の高校の在り方について、将来構想の中でも更に議論を進めていきたいと思う。

### (3) 県立学校における在校時間調査の結果について

(説明者：福利課長)

「県立学校における在校時間調査の結果について」御説明申し上げます。

資料は、6ページから10ページである。

はじめに、資料6ページを御覧願いたい。

県立学校教職員の在校時間の把握については、健康管理対策を図るため平成24年9月に策定した「宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領」に基づき、正規の勤務時間外における在校時間の把握を行っているものである。

「2 正規の勤務時間外における月80時間超報告者」についてであるが、在校時間の月80時間とは、厚生労働省が定めた心疾患、脳血管疾患による労働災害の認定基準に基づく、医学的検討結果により健康障害のリスクが高まる目安となるものである。

初めに、(1) 県立高等学校の表の平成28年度の報告者数の欄を御覧願いたい。

1, 566人となっているが、これは、平成28年度において正規の勤務時間を超えて在校した時間が月80時間を超えたことがある教職員の実人数であり、県立高等学校の全教職員数に対する割合は39%となっている。

次に(2) 県立中学校の表を御覧願いたい。平成28年度において月80時間を超えたことがある実人数は23人で、その割合は54.8%となっている。

続いて(3) 県立特別支援学校の表を御覧願いたい。平成28年度において月80時間を超えたことがあ

る実人数は39人で、その割合は2.4%となっている。

なお、全ての校種において、前年度と比較して報告者数、割合とも若干の増加を示している。参考までに下段に35市町村教育委員会の協力のもと、市町村立小中学校における平成28年度の状況について、まとめたものを掲載している。

次に資料7ページを御覧願いたい。

「3 校種毎の月別80時間超報告者数の傾向」について御説明申し上げる。このグラフは平成28年度の各校種において月80時間を超えた教職員の人数の月ごとの推移を表している。県立中学校と県立特別支援学校については母数がすくないため、下段に再掲している。全体的な傾向としては、夏季休業期間の8月、冬季休業期間の12月、1月は減少する傾向がみられる。特に県立高等学校について説明する。太い点線のグラフを御覧願いたい。5月と10月にピークがみられる。これは部活動の大会が行われる時期であり、その指導従事時間が多くなっているためと思われる。

逆に2月がもっとも少なくなっている理由としては、高校入試期間で部活動が制限されることや、積雪等のため屋外競技の部活動が困難となる場合があることなどが考えられる。

次に資料8ページを御覧願いたい。

「4 主な従事内容」について御説明申し上げる。

これは、平成28年度において正規の勤務時間を超えて在校した時間が月80時間を超えた教職員について、その従事内容を「部活動・課外活動指導」や「問題作成採点・成績処理」など8項目に区分した中から、主なものを選んで回答があった割合を示したものである。

まず、「県立高等学校」「県立中学校」ともに、「部活動・課外活動指導」の割合が約半数を占め最も高くなっており、次に「教材研究、教科指導等準備」と続いている。

次に下段の「県立特別支援学校」であるが、「その他」の項目が最も高く約半数を占めており、その内容は、危機管理、入試業務、資料作成などである。次に割合が高いのは「学校行事等の準備」と「教材研究、教科指導等準備」が約20%でほぼ同じ割合となっている。

次に資料9ページを御覧願いたい

こちらは各市町村教育委員会から回答があった主な理由の割合をまとめたものである。参考として「市町村立小学校」「市町村立中学校」の分を掲載している。下段には、「5 各所属において実施している在校時間縮減に向けた主な取組状況」を記載している。

次に資料10ページを御覧願いたい。

「6 在校時間が長い教職員への対応」を記載している。県教育委員会としては、中学校・高等学校における正規の勤務時間外における従事内容のうち部活動・課外活動指導の理由が多いことから、今後はまずこの部分の縮減について重点的に取り組み、全体的な在校時間の縮減を図っていきたいと考えている。6に記載している在校時間が長い教職員への対応として、在校時間縮減に向けた取組、情報の提供と共有、在校時間が長い教職員へのケアを行いながら、今後も引き続き、教職員の健康保持・増進に努めていきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

高橋教育長

高校では月80時間を超えている割合が減らない状況にある。部活動に絞って在校時間が短縮するよう働きかけをしようとするものである。

奈須野委員

県立中学校は2校しかない中で、月80時間超報告者の割合が50%を超えるということは中学校にかかる時間外労働は大きいと思う。先月、メディアで中央教育審議会からタイムカードの導入についての話しが出ていたが、現在、県立高校・中学校、特別支援学校、あるいは市町村立の小中学校においてタイムカードを導入している割合はどの程度あるのか。また、勤務時間の把握をするにあたって何を基にして把握しているのか伺いたい。

福利課長

タイムカードについては導入している学校はないと認識している。勤務時間の把握については、学校に出勤した時間と帰る時間を毎日パソコンに自己申告して、それをエク

セルフファイルで毎月集計している状況である。

#### (4) 平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について

(説明者：義務教育課長)

「平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について」御説明申し上げる。

資料は、11ページから18ページである。

はじめに、資料11ページを御覧願いたい。

「1 調査の目的」から「3 調査対象等」については、記載のとおりである。

次に、「4 調査結果の概況」であるが、今年度から文部科学省の結果の公表の仕方に変更があり、これまでの公表に加えて、政令指定都市の結果及び政令指定都市を除いた都道府県別の結果も公表されている。

「(1) 平成25年度から平成29年度までの教科に関する調査結果一覧」であるが、小・中学校ごと、教科ごとに「知識に関するA問題」と「活用に関するB問題」に分けて記載しており、それぞれの項目において、本県と全国、仙台市を除く県の平均正答率を比較している。平均正答率については、昨年度から、文科省においては、細かい桁におけるわずかな差異は学力面で実質的な違いを示すものではないとして整数値で公表している。本県においても、昨年度からこれまでの結果も含めて整数値で表している。

次に、資料12ページを御覧願いたい。

「(2) 教科に関する調査の結果」であるが、国語については、小学校では全国平均正答率を下回り、中学校のA問題は全国平均と同等で、B問題については上回った。算数・数学については、A問題、B問題とも全国平均を下回っている。

この結果を大きな課題と受け止めている。算数・数学においては基礎的な計算等、国語においては読み取りを苦手とする傾向が見られる。詳細な分析と対策については、今後、検証改善委員会等で行っていく。

続いて、「(3) 児童生徒質問紙調査の結果」についてである。

朝食を毎日食えることなどの基本的な生活習慣に関する質問や、スマホ等の使用、予習・復習等の家庭における学習状況に関する質問などについては、いずれも肯定的な回答の割合が全国平均を上回っている。

次に「学校質問紙調査の結果」についてである。

学力向上に向けた補充的な学習サポートの取組で放課後に実施した割合や教育課程を編成、実施、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している割合は小・中学校とも全国平均を上回っている。

一方、近隣の小・中学校と教育目標や課題を共有したり、教育課程に関する取組や授業研究を合同で行ったりするなどといった小・中学校の連携に関する項目と、主体的・対話的で深い学びに関する学習指導の改善やそれに係る校内研修に関する項目については、小・中学校ともに全国値を下回っている。

なお、児童生徒質問紙調査と学校質問紙調査の詳しい結果については、資料14ページから18ページに記載しているので、後ほど御覧願いたい。

今後、宮城県検証改善委員会において詳細な結果の分析と具体的な対応策を報告書としてまとめ、各学校で授業改善が一層図られるよう発信していく。

「5 今後の対応」についてであるが、この点については、政令指定都市を除いた県の結果を基に対応方針を示している。今回の結果を見ると、これまでの取組が全体の底上げには未だつながっていないと判断される。この結果については重く受け止めており、9月中旬に全ての小・中学校の研究主任等を対象に研修会を開催し、今回の結果に対する危機感を学校現場と共有するとともに、各学校の一層の授業改善を促していく。特に、小学校段階からの基礎学力の定着が重要であることから、研修会とは別に各教育事務所ごとに小学校の校長会議を開催し、成果を上げている小学校の具体的な取組事例を紹介しながら、活用を促していく。

また、今回の質問紙調査の結果でも、依然として授業の進め方について児童生徒と教師の間に意識の隔たりが見られることから、県教育委員会が示している学力向上に向けての基盤となる「5つの提言」の一層の定着を図るよう働き掛けていく。

さらに、校内研修の充実が図られている学校において学力の向上が見られていることから、指導主事による学校訪問を通して各学校の校内研修を推進していく。

加えて、近隣の小・中学校で課題を共有するなどの連携の面についても課題が見られることから、生徒指

導と併せて9年間を見通した小・中学校の連携を促していきたいと考えている。これらのことについては、小・中学校の設置者である市町村教育委員会と緊密に連携しながら取り組んでいく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

奈 須 野 委 員  
義 務 教 育 課 長  
高 橋 教 育 長  
義 務 教 育 課 長  
奈 須 野 委 員

県立中学校2校の調査結果について、どの程度の点数なのか伺いたい。

調査結果には県立中学校も含まれており、個別の調査結果は把握していない。

全国平均と比較してどの程度かは、この場では分からないのか。

この場では分からない。

県立中学校では教材研究や教科指導等準備が時間外勤務全体の33.4%となっており、市町村立中学校では10.7%となっている。例えば県立中学校では教材研究等の効果が働いていたことから正答率が高かったなど、そうしたことが分かればと思つての質問であった。県立中学校の調査結果について時間のある時に教えてほしい。

義 務 教 育 課 長  
伊 藤 委 員

各学校の調査結果の詳細については、今後詳しく分析していく。

この速報については報道等でも話題として取り上げていたことから、広く県民の知るところとなっている。これは全国値との差を比較するためのデータだと理解している。資料13ページの「今後の対応」に記載がある「成果を上げている小学校の具体的取組事例」については、それなりの成果を上げた学校があると認識している。成果が上がらなかつた地域については、どのような対応をしたらよいか悩んでいる学校が沢山あると思う。このことから成果が上がった学校について、なぜ成果が上がったのか分析を行い、その結果を県内の学校に周知していくことが、教育委員会として最も大切なことであり、また出来ることであると思う。ぜひ具体的な取り組みを進めて頂くようお願いする。

齋 藤 委 員

これは速報なので、平均値しか公表されていないと思う。平均値だけで生徒の学力等を分析するのは難しい。生徒の得意・不得意の部分や、生徒がどの辺に偏っているのかは、今後の検証委員会で分析してほしいと思う。劣っているところとして、国語では読み取り等、数学では基礎的な計算等と説明があつたが、良いところが見えていないのではないか。

義 務 教 育 課 長  
高 橋 教 育 長

平均点では良いところは把握できない。

「今後の対応」に記載があるとおおり、成果を上げている学校が平均以上の結果を出していると思うので、こうしたところの取り組みを色々な場面で紹介してほしい。今回は平均値のみの公表なので、劣っているところもあつたが、中には良いところもあるので、その点の取り組みについて、紹介できる調査結果が出来たら報告をお願いする。

齋 藤 委 員

良いところの調査結果が突破口となつて、先生方に元気を出してもらいたい。だめと言われる生徒や先生方がかわいそうであり、頑張っている先生は沢山いると思う。平均値となるとこうした分析となつてしまうので、良いところを丁寧に分析することにより、先生方が元気を出し生徒も自信が付くと思う。生徒と教師の間に意識の隔たりが見られると説明があつたが、どういったところに隔たりが見られるのか伺いたい。

義 務 教 育 課 長

資料15ページの「4 学習状況」に、生徒への質問項目として「授業の目標を示されている」と「最後に学習内容を振り返る活動をよく行っている」の調査結果が記載されている。県平均は全国平均よりも若干下回っているが、経年で見ると質問項目の意識でいることが分かる。一方で、資料17ページの「4 指導方法・学習規律」で学校側に対して同じ質問があり、教員としては100%に近い調査結果となっている。教員としてはこうした指導をしていると認識しているが、生徒はその割合が低い。教員としての指導の在り方と、子供達にしっかり根付かせるところまで成果が得られていないことについても注視しながら現在対策を考えている。

佐 竹 委 員

資料15ページの「5 挑戦心、達成感、規範意識、自己有用感等」の調査結果について、県の平均値が継続して全国平均を下回っている。質問事項の「先生は、あなたの

よいところを認めてくれていると思いますか」における中学校の調査結果では、10人中2人が否定する回答であった。先生方は認めているが生徒達は認めてもらっていないかと思っているのかもしれない。自己肯定感をなんとか上げることはできないのかと思う。この調査結果を各学校に配付するのであれば、各学校で課題を把握していることになる。先生の言葉一つで生徒が認めてもらえると思える力があるのではないか。先生が生徒を褒める時に自分の良いところに気付くことができ、そこを生かしていこうと思える子供達にすべきである。資料15ページの3の質問事項にある「友達の前で自分の考えや意見を発表することは得意ですか」の調査結果においても全国平均を下回っている。このことは理解力・読解力が低いことになり国語の成績に影響してくることが分かるので、ケアリングの仕方は非常に分かりやすいと思う。この点について各学校において調査結果が配付されたら取り組んで頂き、また成果ができた学校を紹介して起爆剤にしていける取り組みが大事だと思う。子供達が将来に向かってますます明るい未来を培えるよう皆で考えて次に進めて頂きたいと思う。

義務教育課長

自己肯定感の高い子が成績が良いことは、今後分析を進める中で出てくると考えている。「5つの提言」の中に子供達の話しを聞くこと、そして褒めることをどのように具体化するかについて、力を入れていきたいと思う。

### (5) みやぎっ子宣言について

(説明者：義務教育課長)

「みやぎっ子宣言について」御説明申し上げます。

資料は、19ページである。

去る8月10日に「平成29年度みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム」を開催した。144名の児童が24のグループに分かれて、いじめを生まない学校づくりのアイデアを出し合い、それぞれ宣言文として発表した。子供たちが考えた宣言文を一つにまとめて、いじめ問題に対する宮城の子供たちの自主的な取組をメッセージとして、お手元の資料の通り「みやぎっ子宣言」に取りまとめた。

児童のアイデアは、子供独自の目線で様々な取組が示され、大変興味深いものであった。子供たちが考えた具体的な取組について分類すると、①自分自身にできること、②学校や学級で取り組むべきこと、③いじめを受けている子に対すること、④いじめをしている子に対すること、の4つに分けられた。宣言文は、今申し上げた4つの分類の中から、子供たちの思いや願いを大切に、子供たちが考えた言葉遣いやストレートな表現を生かし、また、宣言文であるので、文末を「ます」「ません」に統一している。

なお、今後、過日開催したフォーラムの共催となった県PTA連合会とも調整を図り、この宣言文を完成させていく。

この宣言文は、仙台市を含む県内全ての国公立小中学校、特別支援学校、関係機関に対して、電子版及びA2判のポスターにして配布予定である。電子版は、義務教育課のホームページにも掲載し、ダウンロードできるようにする。宣言文のポスターに関しては、宮城県PTA連合会の協賛で作成する。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千木良委員

以前に、このフォーラムに出席するのはどのような子供達なのかと質問したことがあったが、こうした場面に出席する子供はどちらかと言うと前向きな子供が多いのではないかと推察する。学校で先生からの推薦となれば、それなりにリーダーシップが取れて、こうした場面でもきちんと自分の考えを伝えられる子供が集り、このような宣言文が出来上がったということ、心のどこかに置いておく必要がある。宣言は非常に大事なことであり、こうしたことは地道に伝えて行かなければならず、また子供達が自ら考えてほしい。こうした宣言文を出したとしても自分の意見を言いくかたり、なんとなく強いところに巻かれてしまいそうになる子供がいると思うので、そうした子供の手当を学校の先生やPTAの皆様をお願いしたいと思う。私としては素晴らしい宣言文が出来

たと思う。

高橋教育長

この宣言文を色々なところで広報し、一人ひとりの子供の状況を踏まえながら丁寧な対応をお願いする。

## (6) 平成29年度全国高等学校総合体育大会（南東北インターハイ）の結果について

(説明者：全国高校総体推進室長)

「平成29年度全国高等学校総合体育大会（南東北インターハイ）の結果について」御説明申し上げます。

資料は、20ページから24ページである。

はじめに、資料20ページを御覧願いたい。

7月28日から8月20日を主会期に山形・宮城・福島の本東北三県において全国高等学校総合体育大会、南東北インターハイを開催し、会期中の天候はやや不順であったものの予定どおり全競技を終了した。宮城県では、7月28日から開催されたサッカー、女子バレーボールを皮切りに、8月20日まで11競技13種目において熱戦が繰り広げられ、アーチェリー競技大会においては、高円宮妃殿下のお成りを仰ぎ、競技を御覧いただくとともに、競技閉会式に御臨席頂いたところである。本県開催競技における大会参加者については、約2千百校から約1万2千人の選手及び監督が参加した。また、延べ約12万4千人の観客が競技を観覧した。

次に宮城県選手団の参加人数と競技結果であるが、本県からは69校、451名の選手及び監督等が参加し、15競技において57の団体・個人で8位以内の入賞を果たした。そのうち、優勝した競技種目と選手名等は記載のとおりであるが、1点差で惜しくも優勝には至らなかったバスケットボール男子の明成高校をはじめ、他の競技においても、応援に来られた家族や学校の仲間の声援を励みに持てる力を十分に発揮した。

次に開催状況等であるが、7月28日に皇太子殿下御臨席の下、山形県総合運動公園総合体育館において総合開会式が行われた。本県で開催された11の競技種目別大会については、県高体連、会場の各市町実行委員会、ほか関係諸団体で準備を進めてきたが、全国高体連、中央競技団体の協力を得て、大きな事故、トラブルも無く、無事に終了することができた。

大会期間中は、台風の影響によりアーチェリー競技の練習会場の開設時間に変更が生じたが、その他は例年に比べ、涼しい気温の下でほぼ予定通りに競技日程を終了した。

次に、資料24ページを御覧願いたい。

各競技種目別大会の運営に当たっては、約4千6百名の県内の高校生が、「自らの大会」として、大会運営及び競技運営に携わり、来県された方々を「おもてなしの心」と「東日本大震災における支援への感謝の気持ち」を持って、お迎えすることができた。出場選手のみならず、運営に携わった高校生にとっても、本大会は一生の思い出になる大会になったと思う。

今後は、大会を通じて得られた課題、反省点等を検証し、今後のインターハイ開催に繋げていきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

奈須野委員

会場で一生懸命手伝いをする高校生がとても印象に残った。自分が視察に行った際に、受付から試合を見る場所まで高校生に案内して頂いた。全国大会として選手のみがスポットを浴びるような大会であるが、各地域で頑張っている高校生達にも改めて賞賛したいと思う。

## 1.2 資料（配付のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) 平成30年度宮城県立中学校入学者選抜募集要項等について

(3) 第44回東北総合体育大会の結果について

(4) 美術館特別展「フィンランド・デザイン展」

13 次回教育委員会の開催日程について

高橋教育長 〃 次回の定例会は、平成29年10月12日（木）午後1時30分から開会する。

14 閉 会 午後4時30分

平成29年10月12日

署名委員

署名委員